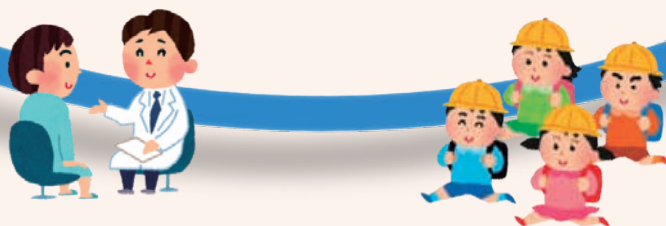


4月診療分から子ども医療費を 中学生まで全額助成します。



市では、4月1日から「鹿屋市子ども医療費助成制度」の対象が拡大されます。
これまで小学校卒業までの子ども（小学生は入院分のみ）を助成対象としていましたが、制度改正後は対象年齢が引き上げられ、入院、外来ともに中学生以下の子どもが対象となります。

●主な変更点

- 入院、外来ともに助成対象となります。
※保険診療のみ対象となり、また高額療養費等は除きます。
- 新しい受給資格者証はオレンジ色です。

	H26年2月 診療分	H26年3月 診療分	H26年4月 診療分	H26年5月 診療分	H26年6月 診療分	H26年7月 診療分
未就学児	入院・外来分を助成		入院・外来分を助成			
小学生	入院分のみ助成					
中学生	助成なし					



▲新しい受給資格者証

●手続方法

既に子ども医療費の登録がある人（現在ピンク又は青色の受給資格者証を持っている人）

- 更新の手続きは不要です。4月初旬までに新しい受給資格者証を郵送する予定です。
- ※3月31日までの受診は、現在お持ちの受給資格者証を使用してください。
(小学生は3月までは入院のみが対象となります)

子ども医療費の登録がない人

- 登録申請が必要です。
- 対象となる子どもの保護者に対して、5月初旬までに登録案内を郵送する予定です。
必要書類等を確認してから、手続きをお願いします。

Q & A

Q. 新しい受給資格者証が届く前に受診した場合は助成が受けられますか？

A. 受けられます。ただし受給資格者証がお手元に届くまでは、医療費助成の申請はできません。受診時に受け取った領収書を保管していただき、受給資格者証が届いたら受診日の翌月から数えて6か月以内に、受給資格者証と領収書を持って、医療機関又は市子育て支援課、各総合支所市民生活課の窓口で医療費助成の手続きをお願いします。

※次の人は子ども医療費助成の対象者ではありません

ひとり親家庭医療費受給者、重度心身障害者医療費受給者、生活保護受給者、乳児院などの施設に入所している人、里親などへ委託されている人 など

問 市子育て支援課（1階） ☎ 0994-31-1134